

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(五四・総合防災課)……………	1
○政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五六・秘書課)……………	1
○秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(五七・人事課)……………	1
○単純労働の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(五八・人事課)……………	2
○秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(五九・自然保護課)……………	2
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(六〇・水産漁港課)……………	2
告示	
○災害救助法による救助の実施(四七八・総合防災課)……………	2
議会告示	
○政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程(四・政務調査課)……………	2

規 則

秋田県公告式条例(昭和二十五年秋田県条例第三十号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により災害救助法施行細則の一部を改正する規則(平成十九年秋田県規則第五十四号)を平成十九年九月十九日に次のとおり掲示した。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(一)中「既存建物」を「の既存の建物」に、「適当な建物を得難い」を「の建物の利用が困難な」に、「の設置により実施する」を「を設置するものとする」に改め、同号(三)中「避難所設置のため支出できる」を「避難所の設置のために支出することができる」に、「福祉避難所」を「避難所」に、「百人一日当たり三万円」を「一人一日当たり三百円」に改め、同号(四)中「開設できる」を「開設することができる」に改め、同号(二)中「支出できる」を「に支出することができる」に、「二百三十四万二千元」を「二百三十二万六千元」に改め、同号(三)中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同号(七)中「供与できる期間は、」を「供与することができる期間は、当該応急仮設住宅の」に、「第八十五条第四項による」を「第八十五条第三項又は第四項に規定する」に改め、同表第三号(一)中「若しくは」を「又は」に、「又は船舶」を「船舶」に、「き損し」を「損傷し」に改め、同号(三)中「支出できる」を「支出することができる」に、「季別は」を「季別は、」に改め、同号(1)の表夏季の項中「一七、二〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「四九、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表冬季の項中「二八、四〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三六、七〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「六〇、一〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同号(2)の表夏季の項中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一三、八〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同表冬季の項中「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改める。

別表第二第一号(一)中「二万七千四百円」を「二万二千三百円」に改め、同号(二)中「薬剤師」の下に、「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」を加え、「一万九百円」を「一万六千五百円」に改め、同号(三)中「及び看護師」を、「看護師及び准看護師」に、「二万四千四百円」を「二万五千七百円」に改め、同号(5)中、「左官及びびと職」を削り、「二万七千七百円」を「二万七千五百円」に改め、同号(5)を同号(一)

(6)とし、同号(4)中「一万七千二百円」を「一万七千四百円」に改め、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4) 救急救命士 一人一日当たり一万五千二百円以内

別表第二第一号(一)に次のように加える。

(7) 左官 一人一日当たり一万六千二百円以内

(8) とび職 一人一日当たり一万四千四百円以内

別表第二第一号(4)中「(4)」を「(5)」に、「及び(5)」を「(4)及び(6)から(8)まで」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、平成十九年九月十七日から適用する。

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十六号

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成十七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二項第一項第六号」を「第二項第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十七号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十一条の二を第十一条とする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の三を第十二条とする。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十八号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和三十三年秋田県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務の承認を受けた職員の給与）

第二十二条 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項の承認を受けた職員には、同項に規定する育児短時間勤務をしている期間については、当該職員の給料に算出率（その者の勤務時間を育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た額の給料を支給する。

2 前項の職員についての第九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第四項の規定は」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十七条において読み替えて適用される給与条例第二十一条第四項及び第五項の規定は」と、同条第三項中「同項に規定する合計額に、給料の月額」とあるのは「その者の給料を第二十二条第一項に規定する算出率で除して得た額の給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、その者の給料を同項に規定する算出率で除して得た額の給料の月額」とする。

3 第一項の職員についての第十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第三項」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例第十七条において読み替えて適用される給与条例第二十二條第三項」と、同条第三項中「第二十二條第三項」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例第十七条において読み替えて適用される給与条例第二十二條第三項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十九号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第十一条第八項、第八十七條第十項、第九十三條第七項又は第九十七條第八項」を「第十一条第九項、第八十七條第十項、第九十三條第八項又は第九十七條第九項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

告 示

秋田県公告式条例（昭和二十五年秋田県条例第三十号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により平成十九年秋田県告示第四百七十八号を平成十九年九月十九日に次のとおり掲示した。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年九月十七日発生の台風十一号及び前線による大雨にかかる災害に関し、九月十七日から北秋田市の区域において災害

議 会 告 示

秋田県議会告示第四号

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

秋田県議会議長 大野 忠石 工門

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年秋田県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年九月三十日から施行する。

救助法による救助を実施する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsuharansatsusha.co.jp

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄